

# 令和3年 教育委員会第10回定例会 会議録

日時 令和3年6月7日（月） 午後3時00分～午後4時08分  
場所 教育委員会室（オンライン）

## 議事日程

### 第 1 協議

#### 【子ども総務課】

(1) 押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則

(2) 学校職員服務取扱規程等の一部改正

#### 【指導課】

(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 第 2 報告

#### 【子ども総務課】

(1) 令和3年第2回区議会定例会の報告

#### 【学務課】

(1) 令和3年度連合・宿泊行事について

#### 【指導課】

(1) 緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

(2) 「GIGAスクール構想」保護者セミナーの開催について

### 第 3 その他

#### 【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月20日号）

## 出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

## 出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久

子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長 | 開会に先立ち、本日傍聴者から傍聴申請があり傍聴を許可していること  
 をご報告しておきます。  
 なお、新型コロナウイルスの感染の予防のため傍聴は隣の教育相談室に  
 備えているテレビモニターで行っていただきますのでご承知おきくださ  
 い。  
 ただいまから令和3年教育委員会第10回定例会を開会します。  
 本日は教育委員は全員出席です。  
 今回の署名委員は、俣野委員にお願いします。

◎日程第1 協議

【子ども総務課】

- (1) 押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則
- (2) 学校職員服務取扱規程等の一部改正

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堀米教育長 | 議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を  
 子ども総務課長お願いします。  
 子ども総務課長 | はい、子ども総務課長です。本日幹部職員のうち議場出席しております  
 のは子ども部長、教育担当部長、そして私の子ども総務課長です。

オンライン出席をしている幹部職員は、私が職名を読み上げますので返事をお願いいたします。

それでは読み上げます。子ども支援課長。

子ども支援課長

はい、新井です。

子ども総務課長

子育て推進課長。

(なし)

子ども総務課長

出席がまだのようなので、のちほど再度読み上げます。続いて子ども施設課長。

子ども施設課長

はい、赤海です。

子ども総務課長

学務課長。

学務課長

はい、学務課長小原です。よろしくをお願いいたします。

子ども総務課長

指導課長。

指導課長

はい、山本です。よろしくお願ひします。

子ども総務課長

九段中等教育学校経営企画室長。

九段中等教育学校経営企画室長

はい、大塚です。

子ども総務課長

はい、ありがとうございます。児童・家庭支援センター所長につきましては、会議出席のため途中からの出席となります。続いて、子育て推進課長もまだのようなので、のちほど確認させていただきます。

以上のとおりの出席でございます。よろしくをお願いいたします。

堀米教育長

はい、それでは日程第1、協議事項に入ります。こちらは押印の見直しに関する規定整備の件ですが、①押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則と、学校職員服務取扱規程等の一部改正につきまして、子ども総務課長まとめて説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。協議事項の(1)と(2)まとめて一括でご説明をいたします。

資料1枚目の押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則及び訓令の一部改正についてご覧ください。

1つめ改正経緯でございます。令和3年4月22日付けで政策経営部総務課から押印等の見直しを実施するよう通知がなされ、申請者等から提出を求めている書類で押印等を求めているものがあれば、押印等を求める必要性を見直した上で順次押印等を廃止していくように示されました。また、公印の押印を省略できる公文書の範囲が拡大され、行政機関等に向けて発信する公文書、こちら重要なものは除きますが、こちらについては、公印の押印を省略することを可能とする旨の通知が5月31日付けでございました。これを踏まえて規則改正するものでございます。

まず2つめの改正概要をご覧ください。(1)押印等を求める手続等の見直しに係る千代田区教育委員会規則を改正する規則でございます。教育委員会事務局の規則を一括で改正する規則としてでございます。改正する規則は11個ございまして、それぞれ様式上の押印部分についてア、イ、ウ、3種類ございますが、押印欄を削除し記名のみで可とするものと、署名が必要なも

の、またウとして署名か記名押印かどちらかにするというものでございます。具体的規則については、3枚目でございますので、そちらの方をご覧ください。

3枚目をおめくりいただきますと、まず第1条として千代田区教育委員会公印規則の一部改正でございます。こちらは第1号様式、新調、改刻、廃棄申請書、第2号様式、公印事故届、第3号様式、公印台帳、第5号様式、事前押印等申請書、こちらが該当することになります。

続いて第2条です。千代田区立学校施設使用条例施行規則、こちらは第1号様式、学校施設使用申込書、おめくりいただきまして、こちらはそのひとつになります。

続いて第3条ちよだパークサイドプラザ条例施行規則、こちらは利用申請書の様式になります。

続いて第4条千代田区立少年自然の家条例施行規則、こちらについては第3号様式、使用取り消し、変更申込書、第5号様式、減額、免除申請書でございます。

続いて第5条千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則、こちら第1号様式の任用選考申込書、第2号の自己申告書、第3号様式、特別免許状検定授与申請書、第4号様式、人物に関する証明書、第5号様式、身体に関する証明書でございます。

第6条幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則については、別記様式第4号の深夜勤務制限請求書等、続きまして次のページの第5号、育児又は介護の状況変更届、第7号のボランティア活動計画書、第8号のボランティア活動報告書、第10号、介護休暇申請事由変更届、第11号、要介護者の状態等申出書。

続いて、第7条は幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則でございます。こちらは別記様式第2号の扶養親族届、第3号の給与減額免除申請書でございます。

続いて第8条でございます。こちら幼稚園教育職員の住居手当に関する規則でございます。様式は住居届の様式でございます。

第9条千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則、こちらの様式は、第1号様式、授業料分納許可申請書、第3号様式、入学金等減免申請書でございます。

続いて第10条千代田区立図書館条例施行規則の一部改正でございます。こちらは第1号様式、付帯施設利用料金制定（改定申請書）でございます。

第11条関係、千代田区文化財保護条例施行規則の一部改正でございます。こちらが他のものと多少異なっておりまして、こちらの規則についてはさきほどのアイウのウの適用となっておりまして、個人の場合は署名をすれば押印は省略できますが、法人の場合は押印は必要となります。この場合法人の自署の必要はございません。こちらの方が第5号様式、指定同意書、第9号様式、管理責任者選任解任届、第10号様式、現状変更等届、第11号様式、

現状変更等完了書、第12号様式、所有者等変更届、第13号様式、氏名・住所等変更届、第14号様式、文化財滅失等届、第15号様式、文化財等所在場所変更届、第16号様式、経費負担申請書、こちらの方が該当となっております。

1枚目にお戻りください。改正概要(1)②のところでございます。公印省略についての規定整備がございます。これは先ほどの公印規則の第15条の規定でございます。公印省略に関する内容として、区長部局の「千代田区文書管理規定」が改正されました。改正のものが別紙で2枚目についてございます。こちらは教育委員会の事務局の文書の取扱いについては、千代田区の教育委員会事務局庶務規則第9号第1号において、文書の收受、配布処理及び施行については、千代田区文書管理規定の規定を準用すると定めてございます。この公印押印の省略に関して千代田区の教育委員会公印規則第15条の規定と千代田区文書管理規定の規定が重複するため、当該公印規則の第15条を削除するものでございます。

またおめくりいただきまして、3枚目にあります第1条の千代田区教育委員会公印規則の一部の改正の新旧対照表のところ、一番上に第15条があります。こちらが公印押印の省略規定となっております。第15条に軽易な文書で、慣習等により公印の押印を要しないと認めるものについては、公印管守者の承認を経て、公印を省略することができる。こちらの規定について重複することとなることから削除するものでございます。

以上が、教育委員会規則を改正する規則でございます。

続いて(2)学校職員服務取扱規程等の一部改正についてでございます。こちらは教育委員会訓令の一部改正は3個ございます。ホチキス留めの一番下の学校職員服務取扱規程等の一部を次のように改正するという資料をご覧ください。

まず、1つめの第1条にございます学校職員服務取扱規程につきましては、様式の第3号、職員証再交付願、第6号の休暇、職免等処理簿、第6号の2の休暇、職免等処理簿、こちらは使う職員が違うために様式が2種類規定されているものでございます。第7号、出張復命簿、第8号、事務引継書、こちらが服務規程の一部改正に規定されている書類でございます。

続いて第2条、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程、こちらは別記様式の通勤届が該当いたします。

続いて第3条、パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程でございます。こちらは別記様式、通勤届が該当となっております。

施行期日の方は、令和3年7月1日でございます。説明は以上でございます。

堀米教育長

質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

金丸委員。

金丸委員

形式だけ教えてください。例えば3枚目の第1条の中の第15条は削除と書いてあって、削除の下にアンダーラインがありますよね。それはあとの備考

欄を読むと、アンダーラインの内容、要するに削除というものが改正後に載るといふふうに理解するんですが、それが正しいかどうかは1点です。

第2点は第2条を見ていただくと、これからあと全部同じなんですけど、第2条の1号様式（学校施設使用申込書）と書いてありますが、右側を見ると第1号様式としか書いていない。本来は現行で第1号様式としか書いてないのであれば、左側の改正後のところには（学校施設使用申込書）のところにはアンダーラインがつかないといけないと思うんですけども、ついていないのは元々現行の方には入っていないけども、書いてあるものなんだという趣旨なんですか。

その2つをまずは質問させてください。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。

まず1つめの新旧対照表上、第15条の削除のところの下線が引いてあるところは、本文上に削除と残るといふことで下線が引いてございます。

下の様式上のカッコ内の表現につきまして、今回説明するに当たって、カッコに規定する申請書の名称がないとわかりにくいだろうというところで便宜上書いており、実際の様式には書かれていないものです。

金丸委員

ありがとうございます。理解しました。

堀米教育長

はい、他にございますでしょうか。

金丸委員

今までは公印を押すものについて、押さないときにはこの規定では公印の管理者の承諾を得て押さないでもいいと、書いてありますでしょ。公印を押すときには公印を押すことによって管理者の了解を得たということが証明されるわけですけども、そうでないとなると今度は承認をしたということを別の紙で記録上残すということになるんでしょうか。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。

簡易な文書については、慣習等により公印の押印を要しないと認めるものについて、今後は所属長の判断で公印を省略することとなり、決裁上、公印省略というものを回覧し、所属長の管理の下で文書を発出するということになります。

金丸委員

もう1点はですね、学校職員服務取扱規程の案ですけども、これを見ますと現行は判子を押せばよいという形で作られていますね。そこでは改正後も欄そのものは全然変わってない。とするとここにはサインを求めるといふことなんでしょうか、それとも判子でもいいということなんでしょうか。

子ども総務課長

はい、子ども総務課長です。

こちらについては判子でも手書きでもどちらでも構わないということで、使用するということになります。

金丸委員

ありがとうございます。

堀米教育長

他にございますでしょうか。

（なし）

堀米教育長

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

指 導 課 長	<p>条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長ご説明をお願いします。</p> <p>はい、指導課長です。では私からは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。お手元に資料をご覧ください。</p> <p>まず1の改正趣旨でございます。令和3年度における区長部局職員の夏季休暇については、コロナ対応のため夏季休暇の取得が困難なことが想定されることから、昨年度と同様に特例として夏季休暇の承認期間が延長されることとなりました。</p> <p>区長部局職員との均衡を考慮し、幼稚園教育職員についても令和3年度における夏季休暇の承認期間を延長するものでございます。</p> <p>次に2番改正内容でございます。資料別紙の条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。本来、規則第27条第1項に夏季休暇の期間は7月1日から9月30日までとなっておりますが、附則第9条において令和3年度における夏季休暇の特例として、この7月1日から9月30日までの夏季休暇の承認期間を令和3年度に限り、7月1日から11月30日まで延長するものでございます。</p> <p>資料戻りまして、3番新旧対照表につきましては今ご覧いただいた別紙のとおりでございます。</p> <p>4番施行期日につきましては、公布の日からとなります。私からの説明は以上です。</p>
堀 米 教 育 長	<p>はい。ご質問ありましたらお願いいたします。</p>
堀 米 教 育 長	<p>(なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

◎日程第2 報告

【子ども総務課】

(1) 令和3年度第2回区議会定例会の報告

【学務課】

(1) 令和3年度連合・宿泊行事について

【指導課】

- (1) 緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について  
(2) 「G I G Aスクール構想」保護者セミナーの開催について

堀 米 教 育 長	<p>それでは、日程第2にいきます。</p> <p>令和3年区議会の報告につきまして、子ども総務課長説明をお願いします。</p>
子 ども 総 務 課 長	<p>はい、子ども総務課長です。</p> <p>それでは令和3年第1回臨時会及び第2回定例会の日程案についてご説明をいたします。別紙ご用意ください。</p>

まず5月21日に第1回臨時会が告示され、5月25日に第2回定例会が告示、5月28日に第1回臨時会が招集され、本会議が開催されました。また、6月1日に第2回定例会の区長招集挨拶が行われ、明日明後日6月8日9日で代表一般質問が行われる予定でございます。また、10日と18日にこちら常任委員会、地域文教委員会が開かれる予定でございます。終了の方は6月22日を予定しているところでございます。

第1回臨時会の方は、任期満了に伴う常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任のために招集したものでして、すべて選任が終了しているところでございます。

続いて、区長招集挨拶の方もご説明をさせていただきます。

まず1つめは臨時会のものなので、そこは今回の招集の目的等を話されているだけですので、そちらの方の説明は割愛させていただきます。

もう1つの第2回区議会定例会区長招集挨拶の方をご覧ください。内容としましては、1枚目の右側、目次の方をご覧ください。はじめにから12345と内容の方、新型コロナウイルス感染症対策の推進について、地球温暖化対策について、子どもに関する取組みについて、まちの安全・安心について、議案というところで内容が盛り込まれているところでございます。

まず1枚おめくりいただきまして、はじめにというところで始まっておりますが、下の番号3ページ目のところからが就任後の所感と今後の区政運営についてとなっております。もう1枚おめくりいただきまして、5ページ目のところから、上の方から、さまざまな現場に足を運び、先進的な取組みや地域の実情を把握し、現場で従事する方々との何気ない一言から新たな気づきがあったこと、そこで得られた知見を活かし、区政課題の解決に誠心誠意取り組む所存で、地域に足を運ぶという姿勢を基本に、区民の切なる期待に応えられるように努めること、また、「コロナ禍に打ち克ち、千代田の新時代を築く」という基本的な姿勢を崩さず、区民の命と健康を守ることを最優先に千代田区の繁栄と明るい未来につながる施策の充実に力を注ぐ決意を表明してございます。

また、子ども部関係についてはおめくりいただきまして、下の番号が15となっているところからが子どもに関する取組みについて、というところの内容となっております。

まず、0歳から18歳までを見通した次世代育成支援、教育振興施策の推進の取組みについては、今後もその取組みを推進していくこと、また、現在のコロナ禍における保育、教育現場の状況に触れ、16ページの中頃で、子どもたちに今しかできないかけがえのない体験活動を行うための代替行事の実施を教育委員会から各学校長、各園長に検討のお願いをしたこと、また、ひとり1台タブレット端末の更なる活用、予測困難な時代、急激に変化する時代であるからこそ、これまで以上に子どもたち自身が他者を思いやり豊かな人生を築くために、さまざまな事象から解決すべき課題を見つけ主体的に判断する力、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造していく力、生き抜く



力を身に付けて欲しいこと、そしてそのような認識の下、新たに堀米教育長が就任しましたので、教育委員会と議論を深めるとしてございます。その他の詳細につきましては、後程ゆっくりご覧いただけたらと思います。説明の方は以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。何かご質問等ありましたらお願いします。  
(なし)

堀米教育長 よろしいでしょうか。  
続きまして、令和3年度連合・宿泊行事につきまして、学務課長説明をお願いします。

学務課長 はい、学務課長小原です。よろしくお願いいたします。  
それでは教育委員会資料に基づきまして、令和3年度連合・宿泊行事につきましてご報告いたします。令和3年度の移動教室等につきましては、4月の教育委員会におきましてご報告をしておりますが、本日はその後の状況につきましてご報告いたします。

まず、小学校6年生を対象として5月に実施を予定しておりました箱根移動教室につきましては、延期といたしました。その代替の日程につきましては、学校と現在調整中でございます。

次に、小学校4年生を対象として7月に実施を予定しております岩井臨海学校につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により児童の安全確保の観点等から、今年度につきましては中止といたします。なお、代替事業の実施につきましては、今後学校と日程、場所等を調整する予定です。

次に、小学校5年生を対象として10月に実施を予定しております孺恋自然体験交流教室秋の分でございますが、こちらにつきましては7月の20日を目途に実施の有無を決定する予定でございます。

続きまして連合行事でございますが、11月に実施をしておりました連合音楽会につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、児童の安全確保の観点等から今年度につきましては中止といたします。ご説明は以上です。

堀米教育長 はい、ご質問等ありましたらお願いいたします。  
長崎委員。

長崎委員 はい、今お知らせいただきました連合行事に関してです。連合音楽会が今年度は中止ということで、通常隔年、1年おきに開催されていると思うんですが、今年度中止になって、次回というのは来年度になるのか、もう1年先になるのか、その辺のご予定はいかがなんでしょうか。

堀米教育長 学務課長お願いします。

学務課長 はい、連合行事、連合音楽会につきましては、長崎委員が今ご説明をしておりますように隔年に実施をしておりました。本来は去年実施する予定が去年できなかったということで今年となっております。連合行事につきましては、現在今のところまだ学校と調整しておりますが、来年やる方向にはしたいと思っておりますが、連合行事全体を見直すというか、在り方という

か、そこを教育委員会と学校の方で改めて検討する必要があるのではないかと  
というような話もありますので、今日のところ必ず来年度やりますというお  
話はできないというのが正直なところでございます。

長 崎 委 員 員 はい、ありがとうございました。

堀 米 教 育 長 他にございますでしょうか。

俣野委員。

俣 野 委 員 員 すいません。宿泊行事のところなんです、箱根移動教室は延期とのこと  
ですが、時期の目途はついているんですか。

堀 米 教 育 長 学務課長。

学 務 課 長 はい、学務課長です。

学校の方と調整しまして、秋口もしくは来年の2月ぐらいということで調  
整させていただいております。で、今のところ来年の2月ぐらい、2月の下  
旬になるかと思えますけども、その方向で8校実施するという調整さ  
せていただいているということでございます。また、詳細な日程が決まりま  
したら教育委員会の方でもご報告する予定でございます。

俣 野 委 員 員 生徒さんには延期ということだけで、具体的な日程はまだお伝えしていな  
いということですね。

学 務 課 長 はい、おっしゃるとおり今の時点では、まだ学校の方と正式な調整が済ん  
でいないということですので、日程等具体的な8校の日程も決まりましたら  
その時点で、保護者児童も含めて教育委員会にご報告させていただければと  
思っております。

俣 野 委 員 員 ありがとうございます。やるってことがわかっているれば、子どもたちも  
喜ぶでしょうから。ありがとうございます。

堀 米 教 育 長 はい、他にございますでしょうか。

(なし)

堀 米 教 育 長 よろしいでしょうか。

続きまして、緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策  
の一層の徹底につきまして、指導課長説明をお願いします。

指 導 課 長 はい、指導課長です。緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感  
染症対策の一層の徹底について、説明をさせていただきます。

お手元に5月31日付けで発出した通知と前回5月10日に発出した通知の変  
更点を記載した別紙を資料として付けさせていただいております。こちら  
の方を併せてご確認いただければと思います。変更点を中心に説明を申し上  
げますので、別紙の資料をご確認いただいた方がよろしいかと思います。よ  
ろしいでしょうか。

変更の1点目は、通知の中にある2番基本的な感染症対策の実施につい  
て、になります。(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導のところ、動画、  
リーフレットの活用について、児童・生徒一人ひとりに対して、感染症対策  
の一層の徹底に向けた指導を行うという記載につきましては、都の通知にあ  
わせて新規で追加したところでございます。

変更点の2点目、通知で申し上げますと3番教育活動に関することについてです。(5)学校行事等について、の中の校外での活動に関しまして、校外での活動は各学校長の判断の下、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる、という記載につきましては、都の通知にあわせて前回の通知と変更して追加したところでございます。

3点目、同じく(6)についてです。部活動に関することとなります。この点につきましては、感染症対策を徹底するとともに、熱中症事故の防止等を徹底するという文言を、都の通知にあわせて記載をいたしました。本件についての説明は以上となります。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。大きく3点変更がございました。これについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。

中川委員。

中川委員 (6)の部活動についてというところを読んできますと、外との試合や何かをできないと書いてあるのに、裏を見ますと大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前云々で、必ず毎日生徒の健康観察を行うとか、合宿は集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ緊急事態宣言中は中止するとか、文章が書かれているんですけども、今の段階で何にもできないのに、どうしてここまでこれを書いておかなければいけないのか、ちょっとそこが不思議だったんですけど。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 はい、指導課長です。

例えば、そこに書かせていただいている大会等に参加する予定がある場合のみ実施可ということについては、これまでと変更はございません。今回変更したところは、この夏に向けての熱中症の未然防止というところになります。

堀米教育長 はい、よろしいでしょうか。

県をまたいでの試合はできないんですが、都の中とかいうことでの試合についてはできるというようなところの中での制限ということになるかと思えます。それプラス、今回は熱中症の未然防止というのが追加されたということで、その前段の部分は引き続き同じというふうな理解でいいかと思いますが、指導課長それでよろしいですか。

指導課長 教育長のおっしゃるとおりです。

堀米教育長 他にこの件についてご質問ありますでしょうか。

金丸委員 よろしいでしょうか。

堀米教育長 はい、どうぞ。

金丸委員 県をまたいでって結構わかりにくいところがあってですね、千葉県はだめなのかとか、いろいろ議論はあるところなんですけど、それはだめだとして

も東京都だったらどこでもいいということには、僕はならないんじゃないかというふうに思うんです。だから本来であれば、例えば千代田区であれば23区内においては、とかですね。そういう制限を設けた方が実質的かなという感じはいたしました。意見です。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、「G I G Aスクール構想」保護者セミナーの開催につきまして、指導課長説明をお願いいたします。

指導課長

はい、それでは続きまして私の方から「G I G Aスクール構想」の保護者セミナーの開催について説明をさせていただきます。

本件につきましては、千代田区といたしましては昨年度の11月、児童・生徒にタブレット一人一台を配布導入した際に、どんな端末が導入されるのか、今後どのような活用をしていくのか、ということにつきましては保護者向けにお手紙を配布しております。しかしながら、保護者の方の周知が現時点でまだ十分ではないというような認識から、お手元資料のとおり今年度2回、セミナー形式による区の「G I G Aスクール構想」の活用方針、取組状況、情報モラルなどについて、保護者の方へ説明する機会を設定させていただきました。

ちなみに、このような保護者セミナーは調べたところ、東京23区においては港区が昨年度12月と2月の2回、世田谷区が先月の5月中旬に開催をしております。

千代田区における開催の意図はねらいのところにも記載してありますが、1点目としては、区としての活用方針、実践事例等を示して、「G I G Aスクール構想」の実現に向けた取組内容について理解を深める場とします。

2点目としましては、家庭での端末活用を推進するために、保護者からの質問に答えることにより家庭の教育力向上を図るということをねらいとしております。

日時、内容等、資料記載のとおりでありますけれども、第1回目につきましては、令和3年7月17日土曜日午前10時から「G I G Aスクール構想」の背景や国の動向について、区が取組と今後の方針について、講師による家庭での端末活用や情報モラル等に関する講話を予定しております。

2回目につきましては、令和4年2月19日土曜日午後1時30分から、前半は今年度の区の活用について具体的な事例発表、そして有識者による事例発表の指導と講評をいただき、後半で保護者の方からの質問をパネルディスカッション形式で回答するというを考えております。

1回目、2回目とも、オンラインでのライブ配信を計画しております。

また、状況と必要に応じては来年度以降も計画、実施していくことを想定しております。本件につきましては、以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。これについて、ご質問等ありましたらよろしくお願いいいたします。

金丸委員。 金丸委員 第1回目って一体どれくらいの保護者が聞いてくれるんだろうかと、視聴してくれるんだろうかということについて、疑義を感じてしまってますね。実は1回目もパネルディスカッションのようなものを入れた方が保護者は興味を持つんじゃないかという感じがいたしました。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。他にございますか、ご意見でも。

長崎委員。 長崎委員 保護者の皆様の疑問、不安にお答えしますというのは、事前に何か、一般の保護者からも質問のようなものを募って、このパネルディスカッションでそこに答えていってくださるのか、これから内容の詳細を詰めていくとは思いますが、いかがなんでしょうか。

指導課長 まず、金丸委員のご指摘いただきましたパネルディスカッション形式、1回目も入れた方がいいのではないかと貴重なご意見ありがとうございました。1回目につきましては、このようなセミナーの1回目ということも考えまして、国や都や千代田区としての今後の方向性をまず知っていただく、そして、リプレースの時期でもありますので、その内容も含めて説明をさせていただき、やはり家庭でより効果的に使っていただくためには家庭での協力というところも必要になってきますし、モラル面というところも必要になってきますので、そのあたりについてご講演をいただきたいというふうに考えているところです。2回目で2学期以降の学校でのリプレースを受けた活用状況を保護者の方にも知っていただいた上で、質問をお受けし質問に答えていくと、というようなことで今年度は2回を考えております。

また、2回目の質問の取り方につきましては、長崎委員がおっしゃるとおりまさに今、詳細を詰めているところではあるんですけども、事前に取りなのか、その場で聞くのか、代表でどなたかに聞いておくのか、今検討しているところですので、また詳細決まりましたらご説明させていただければと思っております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。今、指導課長から説明がございましたが、これについていかがでしょうか。

中川委員。 中川委員 初めに見たときに、1回目が7月、そして2回目が来年なんですよね。その間に、保護者の方がどれだけいろんな知識を身に着けているんだろうかというのが、ちょっと不安になってくるなあと感じたんですけど、まずやっぱり一番初めに、もちろんこの言葉でお出しになるんじゃないと思うんですけど、これをこう見ると「GIGAスクール構想」とは、と言われてしまうと、なんか保護者としてはとっつきにくいかなというのがすごくありまして、これは確かにGIGAスクールなんだけれど、とにかく生徒一人一台のパソコンをどれだけ効果的に使えるかということをまず保護者の方にとって

いただかないといけないかなと思ったときに、区の実践と今後の方針についてと言われても、これがどの程度保護者にわかるようなプログラムにしてくださいのか、ここではちょっと見えてこないのです。一番大事なのはこれをとにかく家庭で親と子に使ってほしいということ、まず伝えるという工夫をしていただきたいと思います。1回目はこういう使い方ができますという紹介をやっていただいて、2回目はそれでこんな効果がありましたみたいなことが伝わる形にさせていただけた方がいいかなと思いました。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。

ただの説明ではなくて、いろいろ映像で見せたりという工夫は多分されているのかなというふうに思うんですが、「GIGAスクール構想」というとなんか固いというね、指導課長、今後の流れとしてお考えがあったら教えてください。

指導課長

はい、中川委員ご指摘ありがとうございます。

本当に我々もせっかくこういった機会を設定するので、是非多くの保護者にご視聴いただき、区の実践を知っていただき、学校の頑張りを知っていただき、そして2学期どのようなことで活用していくのかということ、より多くの保護者の皆さんに知っていただきたいと考えております。

その中で例えばご指摘いただきました「GIGAスクール構想」ちょっと名称固いなあとのご指摘、まさにおっしゃるとおりで、今現在、この「GIGAスクール構想」の千代田区版といいますか、もうちょっとわかりやすい馴染みやすい、子どもたちも口に出せるような名称はないかというところで検討はしているところです。また、そういったところを踏まえて、2学期での活用を踏まえて、2月にその振り返りといいますか、実践と今後の課題についてというような内容で、セミナーができればというふうに計画しているところです。

堀米教育長

はい、よろしいですか。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

指導課長のおっしゃることもよくわかりますけど、でも中川先生の疑問って非常に端的だなと私は思うんですね。具体的にいうと今の段階では、学校でこんなことしていますよ、家庭ではこんなことして欲しいです、というようなことが最初にあって、ここに書いてある「GIGAスクール構想」というのは、そういう状況が一通りわかった後に、本来こういうものなんですよって提示した方が保護者にはわかりやすいんじゃないか。で、最後に振り返りってなっていると思うんですけど、なんかスタートの段階は余程うまくやらないと保護者の方は集まらない可能性があると思うんですね。

堀米教育長

はい、ありがとうございます。そういう意味で、興味を惹くようなネーミングっていうか、ぜひ聞いてみたいというようなネーミングを検討しているそうなので、その辺にも期待をしていただければと思います。それから今、保護者に説明なんですけど、まず、何を質問したらいいかが保護者の方はまだわからない状態であるというところで、こういう学習形態があるんだよ

というようなことをビジュアル的に説明いたしまして。そして、リプレースで9月から新しいものに切り替わっていくとだいたい2月くらいになってしまうというようなところで、1回目はだいぶ早めて考えたというふうに思うんですが。

指 導 課 長

はい、教育長補足ありがとうございます、指導課長です。

ネーミングにつきましては、今説明していただいたとおり、よりわかりやすい馴染みのあるネーミングを現在検討中というところで、また報告させていただきますので、是非楽しみにしていただければというふうに思います。

そして、この保護者セミナーのそもそもの開催したいというきっかけなんですけれども、4月末の、全国の調査で保護者の6割の方が「G I G Aスクール構想」についてあまり理解していないというような結果が報道されました。このことから、千代田区でも保護者の方により理解を深めていただきたいという思いから開催するに至っております。

堀 米 教 育 長

はい、ありがとうございます。

きっとみんなが唸るようなネーミングを考えているのではないかというふうに思います。

はい。長崎委員。

長 崎 委 員

細かいことなんですけど、オンラインでのライブ配信とあるんですが、これの方法というのはユーチューブでやるのか、ズームでやるのかとか、その辺は決まっているんでしょうか。

指 導 課 長

はい、指導課長です。

ここも今詰めているところではあるんですけれども、保護者限定のユーチューブ配信ですとか、そういったこともあるかなというふうには考えております。

堀 米 教 育 長

よろしいでしょうか、はい。他にございますでしょうか。

はい、どうぞ。

中 川 委 員

これは家庭とこういう構想をつなぐというのはとってもいいことなんですけど、児童・生徒と家庭とがこんなふうにするんだよということを一緒に考えられるような下地がないといけないかなと思うんです。「G I G Aスクール構想」って言ってそういう新しい在り方ができますよ、みたいなことというより、家庭と子どもとどういうふうにつながるかということを中心に視点として持っておく必要があると思いました。

堀 米 教 育 長

ご指摘ありがとうございます。

はい、どうぞ。

金 丸 委 員

今、中川委員がおっしゃったとおりだと思うんですけど、それとは別にですね、リテラシーの問題があるということが先ほどお話がありました。これ非常に重要なんですけど、いわゆるスマホ脳と書いてあるようなことと同じで、長い時間画面を見続けると非常に発達が遅れてしまうんだというような話もあるので、その使い方、どのくらい画面を見たらどのくらい休まないといけないというようなところまで踏み込んで話があると、保護者としては

掘米教育長 ありがたいんじゃないかというふうに思います。

掘米教育長 はい、ありがとうございます。

掘米教育長 一応30分くらいで1回は休ませると言われているところですが、その辺の指導についてはどうでしょうか。

指導課長 はい、指導課長です。ご意見ありがとうございます。今、教育長がご説明いただいたとおり、30分くらいで1度休憩を取るというのが適切ということがよく言われております。学校では子どもたちに、それぞれ学校でルールを考えて、その使い方についてですとか、そういったところの指導はしております。区としてもその学校ルールの例示といいますかを昨年度中にしたところとなります。

掘米教育長 このセミナーは保護者をメインの対象としておりますが、土曜日に設定しております。ここには土曜日授業は1校も予定しておりませんので、内容によっては一緒に見ていただいて家庭で話し合う機会にもしていただけるかなと思っております。

掘米教育長 はい、ありがとうございます。

掘米教育長 親子でこれを見るということもひとつ考えてよいということと、夏休み前にこれをやることによって、夏休み期間親子でそれを進めていくっていうようなことが、この日の設定の理由になっているかなというふうに思います。

掘米教育長 他にご質問ございますでしょうか。

掘米教育長 (なし)

掘米教育長 よろしいでしょうか。

### ◎日程第3 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月20日号）

掘米教育長 それでは、その他の事項に入ります。

掘米教育長 教育委員会行事予定表、広報千代田6月20日号の掲載事項につきまして、子ども総務課長説明をお願いします。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。

子ども総務課長 まず、教育委員会行事予定表をご用意ください。

子ども総務課長 6月7日から7月18日までの予定が落とし込まれてございます。緊急事態宣言の再延長が6月20日までされましたので、まず6月20日までの指導課訪問が延期となりました。ただし、その翌週の指導課訪問につきましても延期と決定させていただいております。6月23日の13時からの保幼小合同研修会は予定どおり開催をいたします。6月26日の土曜日、こちら神田一橋中学校での学校説明会も実施いたします。

子ども総務課長 裏面の方にお移りください。7月10日でございます。こちら9時からオンラインで九段中等教育学校の学校説明会、同じ日に麴町中学校の学校説明



会、またもうひとつ九段中等教育学校の方も天体観望会、こちらもオンライン動画配信ではございますが実施の予定でございます。教育委員会行事予定の方は以上でございます。

続きまして、広報千代田 6 月 20 日号広報原稿一覧をご覧ください。6 月 20 日号の特集は、安心して楽しめる美味しいお店を特集する予定でございます。

子ども部関係からは 2 件でございます。その他がすべて地域振興部からの広報原稿となっております。子ども部からは学務課、区立中学校の学校選択、学校選択申請書の郵送のお知らせでございます。児童・家庭支援センターからは、東京都子育て支援員研修の受講者募集というところで、子育て支援員の第 2 期の募集の記事が載る予定でございます。その他につきましては、後ほどご覧いただけたらと思います。説明の方は以上です。

堀米教育長

はい。

指導課訪問もずっと延び延びになっておりまして、スタートが 6 月 30 日からと、大変お待たせいたしました。その代わり延期となったのが、後半にグッと圧縮されますので、ひとつよろしく願いいたします。

これについては、他にご質問ございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

よろしいでしょうか。それでは教育委員さんから情報提供等ございましたら、お願いいたします。

(なし)

堀米教育長

よろしいでしょうか。それでは、本日の教育委員会は以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。